

公立大学法人前橋工科大学給与規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人前橋工科大学就業規則（平成25年規程第54号。以下「就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の給料及び諸手当（以下「給与」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この規程において「職員」とは就業規則第2条第1項に定める職員をいい、「教員」とは同条第2項に定める教員をいい、「事務職員」とは同条第3項に定める事務職員をいう。

(給料及び諸手当)

第3条 給料は、就業規則第40条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 諸手当は、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表の種類及び適用範囲)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務職給料表 別表第1 事務職員

(2) 教育職給料表 別表第2 教員

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3及び別表第4に定めるとおりとする。

(初任給及び昇格、昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給基準に従い、理事長が決定する。

2 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第60条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 55歳（教育職給料表の適用を受ける職員にあっては60歳）に達した日以後直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

（復職時等における号給の調整）

第6条 就業規則第16条第1項第1号若しくは第3号の規定により休職にされ、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日以後において、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

（給料の支給）

第7条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、給与期間につき給料月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給定日は、別に定める。

（給料の日割計算等）

第8条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額はその給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第9条 在職中死亡した者に対する給与（この規程により支給する給与）は、その遺族に支給する。この場合において、遺族の範囲及び順位は、公立大学法人前橋工科大学職員退職手当規程（平成25年規程第73号）第3条の規定を適用する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、別に定める職にある者（以下「管理職員」という。）について、その特殊性に基づき、別に定める基準に従い支給する。

2 前項の別に定める基準に従い支給する管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 管理職員に対しては、第18条及び第19条の規定は、理事長の定める特別の場合を除き適用しない。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日、職員に扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げ

る事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある9級職員が9級職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員及び9級職員以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で9級職員以外のものが9級職員となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員及び9級職員以外のものが8級職員となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第13条 地域手当は、前橋市における民間の賃金水準を基礎とし、前橋市における物価等を考慮して別に定めるところにより支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(別に定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

- (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、3万1,600円を超えない範囲内において別に定める額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、別に定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計

額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は第2号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間（交通機関等に係る通勤手当以外の通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第17条 職員が勤務しないときは、就業規則第42条第2項に規定する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、年末年始の休日（就業規則第43条第1項第2号の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）又は公立大学法人前橋工科大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成25年規程第59号。以下「勤務時間規程」という。）第3条に規定する時間外勤務代休時間である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第18条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間

外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第43条第1項第1号の規定により、あらかじめ就業規則第40条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項に規定する別に定める時間を除く。）との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

4 勤務時間規程第3条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間外にした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1

項に規定する別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50から第2項に規定する別に定める割合を減じた割合

(休日勤務手当)

第19条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した職員についても同様とする。

(夜間勤務手当)

第20条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第40条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから就業規則第42条第2項に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に就業規則第40条に規定する1日当たりの勤務時間乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第22条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第18条から第20条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(宿日直手当)

第23条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を超えない範囲内において、別に定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の宿日直のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、2万2,000円を超えない範囲内において、別に定める月額の宿日直手当を支給する。

3 前2項の勤務は、第18条から第20条までの勤務には、含まないものとする。
(管理職員特別勤務手当)

第24条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により就業規則第42条第1項及び第2項の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第27条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(第30条第7項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(第28条第2項において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち別に定めるもの、教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同表の適用を受ける職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第59条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、

その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日を経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。基準日前1か

月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第25条第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第28条第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第29条 削除

（退職者等の給与）

- 第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 4 職員が就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第16条第1項第3号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70（休職の原因である災害が業務上又は通勤上の災害と認められる場合にあつては、100分の100）を支給することができる。
- 6 就業規則第16条第1項第3号の規定により休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第24条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 第26条及び第27条の規定は、前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第30条第7項」と読み替えるものとする。

（給与の口座振込み）

第31条 給与は、職員の申出により口座振込みの方法によって支払うことができる。

- 2 理事長と職員の代表者が協議して定めるものほか、口座振り込みに関し必要な事項は、別に定める。

（給与からの控除）

第32条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際その給与から控除することができる。

- (1) 職員の互助団体等の会費、掛金、積立金、返済金
- (2) 団体特別契約の各種保険料
- (3) その他理事長と職員の代表が協議して定めたもの

（委任）

第33条 この規程に定めるもののほか、職員の給与、諸手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した職員（以下「承継職員」という。）の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、その者がこの規程の施行日の前日において前橋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第303号。以下「条例」という。）の規定により決定されていた給料表における職務の級及び号給とする。

3 施行日以後の給料月額が、施行日の前日において条例の規定により決定されていた給料の額に達しないこととなる職員には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 承継職員が条例の適用を受けて前橋市職員として在職した期間は、第25条及び第28条における在職期間とみなす。

（住居手当支給の特例）

5 自己の所有に係る住宅に居住している職員には、第14条の規定にかかわらず平成27年3月31日まで住居手当を支給する。この場合において、住居手当の額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までは月額2,000円と、同年4月1日から平成27年3月31日までは月額1,000円とする。

（級別職務分類表の特例措置）

6 別表第3の規定の適用については、当分の間、別表第3の4級の項中「又は副主幹」とあるのは、「副主幹又は主査」とする。

附 則（平成26年3月31日規程第14号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日規程第27号）

（施行期日等）

1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第28条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与規程（附則第4項において「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 平成26年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(細則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (平成27年3月26日規程第12号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規程(次項及び附則第5項において「改正後の給与規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 平成27年4月1日(以下この項において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第4条第1項第1号の事務職給料表の適用を受ける職員にあっては、平成30年3月31日までの間）、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第6項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、平成30年3月31日までの間、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第7条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第4号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（細則への委任）

- 11 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則（平成28年12月6日規程第14号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人前橋工科大学給与規程（以下「給与規程」という。）第28条第2項及び附則第10項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与規程（次項において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

3 改正後の給与規程第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与(公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程(平成28年規程第4号。以下この項において「平成28年改正規程」という。))附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ第1条改正後給与規程の規定による給与(平成28年改正規程附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程(以下この項から附則第6項までの規定において「第2条改正後給与規程」という。)第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,700円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日

以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」

とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を

受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9級職員から9級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9級職員以外の職員から9級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が9級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条改正後給与規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父

母等」という。) 」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 級以上」と、「8 級職員」とあるのは「8 級以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（9 級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、9 級職員から 9 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び 9 級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（9 級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、9 級職員から 9 級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、9 級職員以外の職員から 9 級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が 9 級職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（9 級職員にあっては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「8 級職員が 8 級職員及び 9 級職員」とあるのは「8 級以上職員が 8 級以上職員」と、同項第 6 号中「8 級職員及び 9 級職員」とあるのは「8 級以上職員」と、「が 8 級職員」とあるのは「が 8 級以上職員」とする。

(委任)

- 8 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (平成 30 年 1 月 18 日規程第 5 号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規程（次項及び附則第 4 項において「改正後の給与規程」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定、第 3 条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程（附則第 4 項において「改正後の一部改正規程」という。）附則第 5 項の

規定は、平成29年4月1日から適用する。

- 3 改正後の給与規程第28条第2項及び附則第9項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程、改正後の一部改正規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規程の規定に基づいて支給された給与(公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程(平成28年規程第4号。以下この項において「平成28年改正規程」という。))附則第7項から第9項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)、第3条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規程の一部を改正する規程附則第5項の規定に基づいて支給された扶養手当(当該扶養手当の月額を算定の基礎とする手当を含む。))は、改正後の給与規程の規定による給与(平成28年改正規程附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。)、改正後の一部改正規程附則第5項の規定による扶養手当(当該扶養手当の月額を算定の基礎とする手当を含む。))の内払とみなす。

(細則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則 (平成30年12月13日規程第25号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人前橋工科大学給与規程(次項及び附則第4項において「改正後の給与規程」という。))第23条第2項、別表第1、別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程第28条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人前橋工科大学給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(細則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

別表第1（第4条関係）

事務職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000

38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			

81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							

124		303,900							
125		304,200							

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	214,600	275,300	322,500	406,000
2	216,900	278,300	325,400	408,300
3	219,100	281,100	328,500	410,700
4	221,300	283,900	331,500	413,200
5	223,400	286,700	334,700	415,300
6	225,500	289,200	337,500	417,800
7	227,700	291,400	340,100	420,000
8	229,800	293,800	342,800	422,500
9	232,100	296,400	345,800	424,200
10	234,500	298,900	348,800	426,700
11	236,900	301,300	351,900	429,000
12	239,300	303,900	355,200	431,300
13	241,400	306,200	358,000	432,700
14	243,800	308,200	360,100	434,900
15	246,200	310,300	362,400	437,100
16	248,600	312,200	365,000	439,400
17	250,600	314,400	367,300	441,500
18	253,700	316,600	369,500	443,900
19	256,800	318,600	371,800	446,200
20	259,900	320,600	373,900	448,600
21	262,800	322,600	375,900	450,700
22	265,800	325,100	378,000	453,000
23	268,700	327,700	380,100	455,400
24	271,600	330,500	382,100	457,700
25	274,400	332,500	383,500	459,700
26	277,000	334,700	385,300	461,900
27	279,500	336,900	387,100	464,000
28	282,200	339,400	389,000	466,200
29	285,000	341,800	390,900	468,300
30	287,400	344,000	392,600	470,600
31	289,600	346,100	394,300	472,800
32	292,000	348,000	396,000	474,900

33	294,300	350,000	397,600	476,800
34	296,500	352,300	399,400	478,900
35	299,000	354,600	400,900	481,200
36	301,300	356,800	402,700	483,400
37	303,800	358,400	403,800	485,500
38	305,500	360,400	405,400	487,500
39	307,200	362,500	406,900	489,400
40	308,900	364,400	408,400	491,300
41	310,800	366,300	409,300	493,300
42	311,500	368,200	410,900	495,200
43	312,400	370,000	412,400	496,900
44	313,300	371,800	414,000	498,800
45	314,200	373,600	415,300	500,700
46	315,300	375,400	416,900	502,500
47	316,200	376,900	418,300	504,300
48	317,300	378,700	419,900	506,200
49	318,200	380,200	421,300	507,900
50	319,300	381,800	422,600	509,600
51	320,200	383,400	423,900	511,400
52	321,100	385,100	425,200	513,300
53	322,300	386,200	425,900	514,900
54	323,300	387,700	426,900	516,500
55	324,300	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400

71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,100	449,000	
79	346,900	414,500	449,700	
80	347,800	414,900	450,300	
81	348,800	415,200	451,100	
82	349,800	415,600	451,800	
83	350,800	415,900	452,100	
84	351,800	416,300	452,700	
85	352,400	416,600	453,100	
86	353,000	417,000	453,500	
87	353,600	417,400	453,900	
88	354,200	417,800	454,200	
89	354,800	418,100	454,500	
90	355,200	418,500		
91	355,600	418,900		
92	356,100	419,200		
93	356,600	419,500		
94	357,000	419,900		
95	357,500	420,200		
96	358,000	420,500		
97	358,600	420,800		
98	359,100	421,200		
99	359,500	421,500		
100	360,000	421,800		
101	360,400	422,100		
102	360,900	422,500		
103	361,200	422,800		
104	361,700	423,100		
105	362,200	423,400		
106	362,600			
107	363,100			
108	363,600			

109	364,000			
110	364,500			
111	365,000			
112	365,400			
113	365,800			
114	366,200			
115	366,700			
116	367,100			
117	367,500			
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			

別表第3（第4条関係）

事務職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
9級	事務局長の職務
8級	参事の職務
7級	課長の職務
6級	副参事の職務
5級	課長補佐の職務
4級	係長又は副主幹の職務
3級	主任の職務
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務
1級	定型的又は補助的業務を行う職務

別表第4（第4条関係）

教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務分類
4級	大学の教授の職務
3級	大学の准教授の職務
2級	大学の講師の職務
1級	大学の助教及び助手の職務